

監査報告書

令和3年5月18日

学校法人 扇城学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 扇城学園

監事 平田 崇英



監事 神本 博志



私たちは、学校法人扇城学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における計算書類（資金収支計算書、資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表並びに附属明細表）及び学校法人の業務執行状況について監査を行いました。

また、監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、上記の計算書類は学校法人会計基準（文部科学省令第15号、平成25.4.22公布）に準拠しており、学校法人扇城学園の令和3年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、学校法人の業務執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。